

知って
おきたい

みんなの年金ガイド

次回の年金相談は

5月14日(木)です

令和8年度の国民年金額改定、 国民年金保険料のお知らせ

■令和8年度の年金改定額について

・令和8年度の国民年金受給額(老齢基礎年金 満額1人分)

	令和7年度(月額)	令和8年度(月額)
昭和31年4月2日以降生まれの方	69,308円	70,608円 (+1,300円)
昭和31年4月1日以前生まれの方	69,108円	70,408円 (+1,300円)

・令和8年度の国民年金保険料

	令和7年度(月額)	令和8年度(月額)
国民年金保険料	17,510円	17,920円 (+410円)

■国民年金保険料の現金(納付書)による2年前納のお申込みを受け付けています

令和8年4月分から令和10年3月分の現金(納付書)による2年前納の申込みを3月末まで受け付けていますので、希望する場合は、住民生活課社会係(6番窓口)または各支所、もしくはお近くの年金事務所にて手続きをしてください。

日本年金機構より4月以降に納付書を発送しますので、令和8年4月30日(木)までにお支払いください。

現金による2年前納は、毎回の申出が必要です。2年ごとに自動的に次回以降の2年前納用の納付書が届くものではありませんのでご注意ください。

2年前納を利用すると、毎月納付する場合に比べ**16,010円割引**となりお得ですので、ぜひご利用ください。

※4月開始の口座振替・クレジットカードによる2年前納の受け付けは終了していますが、その他2年・1年・6か月前納(納付開始時期によって割引適用外の場合があります)、当月末振替(早割)、翌月末振替(割引なし)については随時受け付けています。

※2年前納制度についての詳細は、国民年金HP「国民年金保険料の「2年前納」制度」、各種納付方法・納付額・割引額・振替日などの詳細は、「国民年金の保険料」をご覧ください。

● 詳しくは、お近くの「年金事務所」へおたずねください ●

ねんきんダイヤル	・請求手続きや届け出など	☎0570-05-1165
函館年金事務所	・加入手続きや納入相談など(国民年金課) ・障害年金の請求手続きなど(お客様相談室)	☎0138-31-9086 ※アナウンスに従いおかけください。
住民生活課社会係	・年金相談の受付など(役場窓口)	☎0137-62-2112

番号のかけ間違いにご注意ください